

板橋区放射線測定機器貸出要綱

令和5年2月10日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、区が保有する放射線測定機器（以下「機器」という。）の貸出しに係る必要な事項を定めることにより、区民等による地域の放射線量を知る機会の提供を図り、もって区民等の安全と安心の確保に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 機器の借受けができる者（以下「貸出対象者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 区内に住所を有する者
- (2) 区内に主たる事務所を有する法人
- (3) 区内に所在する団体

(予約)

第3条 貸出対象者は、機器の借受けの予約を区長に申し込むことができる。

2 区長は、前項の規定による予約の申込みを、機器の貸出日の1月前の日から先着順で受け付けるものとする。ただし、機器の貸出日の1月前に応当日のない場合は、貸出日の属する月の1日からとする。

3 区長は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、前項本文の規定による予約申込みの受付を取り消すことができる。

- (1) 機器の借受けの予約を申し込んだ者（以下「予約者」という。）が、前項本文の規定による受付によって確定した機器の貸出日に、次条第1項の規定による申請をしなかったとき。
- (2) 予約者が予約した機器の故障その他やむを得ない理由により、機器の貸出しができないとき。

(申請)

第4条 機器を借り受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請者の氏名及び住所（法人及び団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）が確認できる書類を提示し、放射線測定機器借用申請書（別記様式）によ

り区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請が適当であると認めるときは、当該申請者に機器を貸し出すものとする。ただし、前項の規定による申請が複数あったときは、区長は予約者を優先し、それ以外は先着順で貸し出すものとする。

3 区長は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、申請者に機器を貸し出さないことができる。

(1) 申請者が第7条に規定する遵守事項に反して使用するおそれのあるとき。

(2) その他区長が適当でないと認めるとき。

(数量)

第5条 申請者が借り受けることができる機器の数量は、1回に1台とする。

(期間)

第6条 区長が1回の貸出しにつき、機器を貸し出す期間（以下「貸出期間」という。）は、貸出日から起算して7日以内とする。この場合において、貸出期間の末日が休日（東京都板橋区の休日を定める条例（平成元年板橋区条例第1号）第1条第1項の東京都板橋区の休日をいう。）に該当するときは、その直後の休日に当たらない日を貸出期間の末日とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要があると認めるときは、貸出期間を短縮することができる。

(遵守事項)

第7条 機器を借り受けた者（以下「借受者」という。）は、機器の使用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 放射線測定にのみ使用すること。

(2) 善良な管理者の注意義務をもって管理すること。

(3) 板橋区内でのみ使用すること。

(4) 他人に向けて使用しないこと。

(5) 他人の所有地を所有者、管理者等の許可なく測定しないこと。

(6) 毀損等した場合は直ちに返却すること。

(7) 第三者に転貸、譲渡等しないこと。

(8) 営利を目的とする活動に使用しないこと。

(9) 法令や公序良俗に反する使用をしないこと。

(10) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動に使用しないこと。

(11) 特定の個人、団体等の売名に使用しないこと。

(12) 前各号に掲げる場合のほか、不適切な使用のないこと。

(使用料)

第8条 借受者の機器の使用料は、無償とする。ただし、借受者が機器の受領、返却等に際して要した費用は、当該借受者の負担とする。

(取消し等)

第9条 区長は、借受者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、機器の貸出しを取り消し、返還を命じるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により機器を借り受けたとき。

(2) 第7条に規定する遵守事項に反した使用があったとき。

(3) その他区長が適当でないと認めるとき。

(損害賠償等)

第10条 借受者の責に帰すべき理由によって機器を滅失し、又は毀損したときは、当該借受者においてその損害を賠償しなければならない。ただし、区長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

2 前項の規定による賠償の方法及び額は、区長が決定する。

3 借受者の機器の使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害は、当該借受者がその責を負うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、資源環境部長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 板橋区放射線測定機器の貸出要綱（平成23年12月6日区長決定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行の際、既に旧要綱に基づき貸し出した機器の貸出期間は、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

放射線測定機器借用申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所

氏 名

電 話 番 号

(法人、団体にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

板橋区放射線測定機器貸出要綱第4条の規定に基づき放射線測定機器を借り受けたいので、次のとおり申請します。

借 用 機 器	
借 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
受 取 者	申請者に同じ・氏名() 電話番号()

放射線測定機器（以下「機器」という。）の使用に際しては、以下に掲げる事項を遵守します。また、機器を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償します。機器の使用により被った被害、第三者に与えた損害は、その責を負います。

- (1) 放射線測定にのみ使用すること。
- (2) 善良な管理者の注意義務をもって管理すること。
- (3) 板橋区内でのみ使用すること。
- (4) 他人に向けて使用しないこと。
- (5) 他人の所有地を所有者、管理者等の許可なく測定しないこと。
- (6) 毀損等した場合は直ちに返却すること。
- (7) 第三者に転貸、譲渡等しないこと。
- (8) 営利を目的とする活動に使用しないこと。
- (9) 法令や公序良俗に反する使用をしないこと。
- (10) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動に使用しないこと。
- (11) 特定の個人、団体等の売名に使用しないこと。
- (12) その他、不適切な使用のないこと。

年 月 日

受取者氏名

<p>※貸出確認</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">係 員</td> </tr> <tr> <td style="height: 50px;"></td> </tr> </table>	係 員		<p>※返却確認</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">係 員</td> </tr> <tr> <td style="height: 50px;"></td> </tr> </table>	係 員	
係 員					
係 員					

備考 ※印の欄には記入しないこと。

----- 切り取り -----

年 月 日

返却確認書

様

貸し出した放射線測定機器 _____ の返却を確認いたしました。

係 員